

加入の手続き

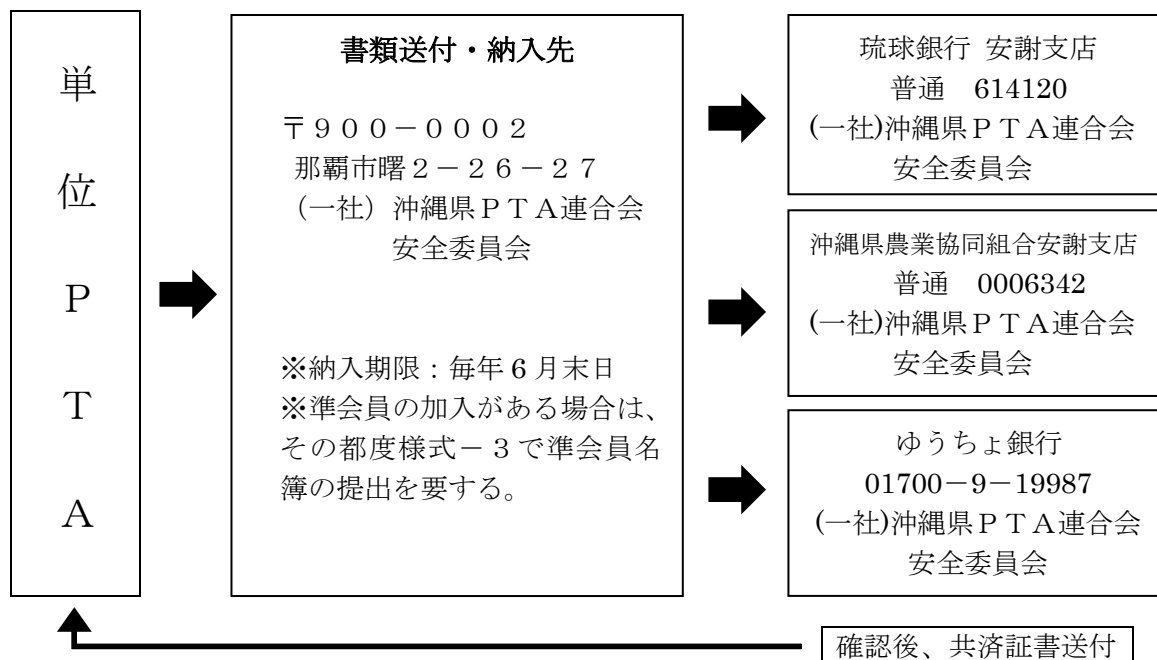
1. 共済掛金 年額 150 円

- P 会員一世帯
- T 会員一人
- 幼稚園一世帯 (学校長が園長を兼任している場合は、小幼で一世帯とします。)
- こども園一世帯 (平成 30 年度より、こども園の加入が認められました。)
- 準会員一世帯 (名簿登録要 様式-3)

2. 手続き

- (1) 共済契約申込・・・現在の会員数での申込み (様式-1) 申込み締切毎年 3 月末日厳守
- (2) 確定世帯数の報告 (様式-2)、加入者名簿の提出、共済金の納入→ 4 月～6 月末日まで
注 1) この期間までに納入がない場合は、共済期間開始日 (4 月 1 日) に溯ることができません。
注 2) 児童、生徒、教職員の名簿の様式はありません。(学年・クラス・名前を記載して下さい。)
但し、全員加入の場合は共済契約者で管理及び備え付けるものとし、当会は備え付けは不要とします。
注 3) 準会員は、様式-3 を提出。
- (3) 様式-2 の提出後に生じた、学年途中の転入・転出、新規加入の報告は、様式-3-①の「児童、生徒、教職員の転入・転出、新規加入報告書」を提出して下さい。

3. 共済掛金の納入



※原則として領収書の発行はいたしませんので、振替用紙の「振込兼受領書」を領収書としてご使用下さい。